

共通論題：職場のハラスメント防止法を巡る国際的動向と日本の課題

座長メモ：長井偉訓

2021年9月6日

テーマ設定の背景と議論したい論点

今日、労働の世界（職場）におけるハラスメントが世界的に拡大する中で、ILO は 2019 年開催の 108 回総会において、「仕事の世界における暴力とハラスメントを禁止する条約」（「ハラスメント禁止条約」）を採択した。それに伴い多くの国が「ハラスメント禁止条約」批准に向けて国内法の整備を進めている一方で、日本は国内事情に拘り、とくに経営側は批准に消極的態度をとり続けている。

大和田報告は 2019 年を「ハラスメント規制元年」と刻印し、世界で起きている過労死をハラスメントの一類型と規定する。これまでの国際的な教訓からすると、ハラスメントは単なる当事者間の個人的なトラブルではなく、人権侵害であって、企業経営（会社権力）による過大で、理不尽な業務命令から派生する「経営的ハラスメント」（フランス・テレコム事件判決）である。故に、被害者の救済を最優先にした”包括的なハラスメントの定義”と、ハラスメントはけして許さない、禁止するという「実効力のある包括的なハラスメント規制」が喫緊の課題であると訴えている。

今年の 5 月 17 日、WHO(世界保健機構)と ILO（国際労働機関）は”長時間労働によって、2016 年に世界で 74 万 5 千人が心血管疾患で死亡”というショッキングな報告書を出した。その背景要因の詳細な分析はこれから進めて行く必要があるが、過労死の多い国や地域をみると、日本、韓国、アメリカなどの一部の先進国を除くと、主に先進国のグローバル企業が世界的に展開しているグローバル・サプライチェーンの下で、とくに資源や低賃金労働力を供給している東南・西アジア、アフリカなどの「途上国」に集中している（例えば、パーム油の採取・製造拠点のインドネシア、コバルト採掘拠点のコンゴ民主共和国、バングラディッシュでのラナ・プラザ事件、新疆ウイグル自治区での強制労働による人権侵害、ユニクロの他、米・仏・スペイン企業など）。

この事実は何を意味するのか？→主に先進国のグローバル企業による資源と労働力の搾取構造、前近代的労使関係の下での人権を無視した半ば奴隷的強制労働、これこそまさにハラスメント（＝人権侵害）である。

一方、先進国では、グローバル企業のグローバル・サプライチェーンによる競争圧力による「グローバル資本主義の逆流」(森岡孝二『働きすぎの時代』2005)という現象が現れ、「働き方改革」・「時短」が求められる一方で、労働生産性・成果を極度なまで追求する組織改革や、多様な働き方の名の下で、労働時間規制の適用を除外された「弾力的労働時間制」の導入が進んでいる。「フランス・テレコム事件」やセバスチャン・ルシュバリエ氏の「フランスの週 35 時間制：時短の一方で、労働強度の増大と作業組織の再編で高まるストレス」(過労死防止学会第 2 回大会報告)はその証左である。

ハラスメントによる過労死・過労自殺問題は、日本の「宿痼」であり、我が国だけに固有な問題だろうか？

改めて、グローバル資本主義という共通する側面と各国の働き方・労働市場に対する法的規制、労使関係、ジェンダー、生活文化、労働・福祉レジーム、人権意識・市民社会の成熟度などを視野に入れながら、とくに日本と韓国におけるハラスメントの現状と特徴、ハラスメント発生の構造、ハラスメント(＝過労死・過労自殺)のない社会の形成に向けて、今何が求められるのか、とくに「ILO ハラスメント禁止条約」批准に向けた政策と運動という視点から議論してみたい。

■ プログラムと進行予定

座長報告：テーマ設定の背景と議論したい論点…… 13:00～13:10

「職場からハラスメントも過労死もなくするために：ハラスメント規制の国際的教訓を踏まえて」 大和田敢太 滋賀大学名誉教授〈オンライン報告〉…… 13:10～13:40

「韓国の職場内ハラスメント(harassment) 現象と課題」 イム・サンヒョク 緑色(グリーン)病院院長〈オンライン報告〉…… 13:40～14:15

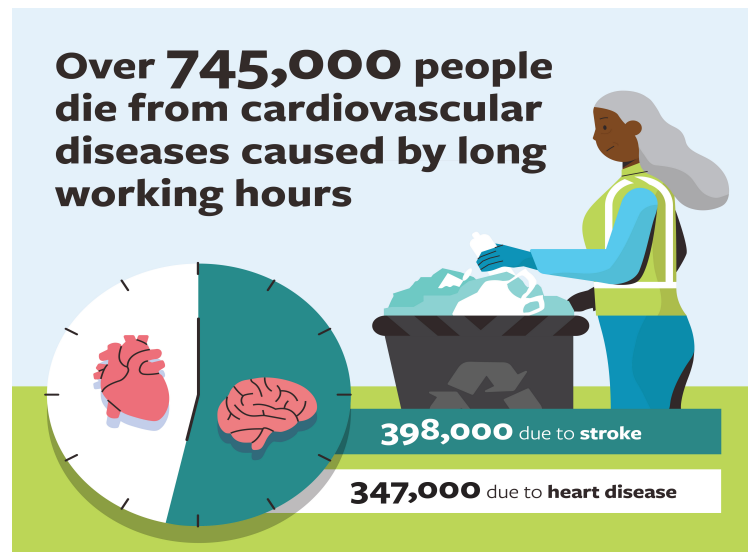
「日本のハラスメントの実態について」 坂倉昇平 NPO 法人 POSSE 理事〈会場報告〉…… 14:15～14:45

「トヨタシステムと労災・過労死・自死」 猿田正機 愛知健康センター理事長・中京大学名誉教授〈オンライン報告〉…… 14:45～15:15

総括討論…… 15:15～16:00

- 座長コメントと質疑 …………… 15:15～15:30
- フロアーからの質疑 …………… 15:30～15:50
- オンライン参加者からの質問・意見の紹介 …… 15:50～15:55
- 座長の取りまとめ…………… 15:55～16:00

2016 年、世界全体で、
74 万 5 千人以上の人
が長時間労働（週 55
時間以上）を原因とす
る心血管疾患によっ
て死亡。



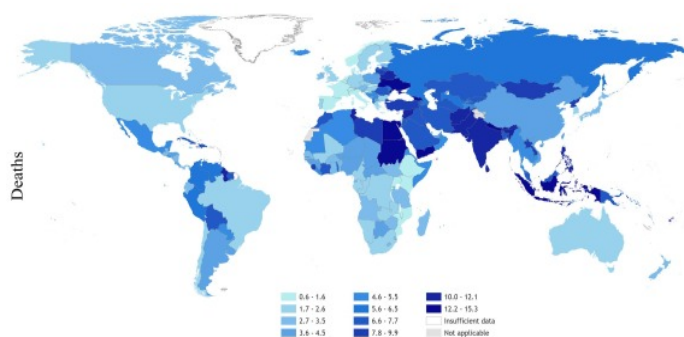
#WorkersHealth



資料出典：WHO/ILO Joint Estimates of the Work-related Burden of Disease and Injury 2021.5.17.

Global, regional, and national burdens of ischemic heart disease an...s of the Work-related Burden of Disease and Injury - ScienceDirect

2021/07/14 15:46



虚血性心疾患
人口10万人に
あたりの人数

Global, regional, and national burdens of ischemic heart disease an...s of the Work-related Burden of Disease and Injury - ScienceDirect

2021/07/14 15:46

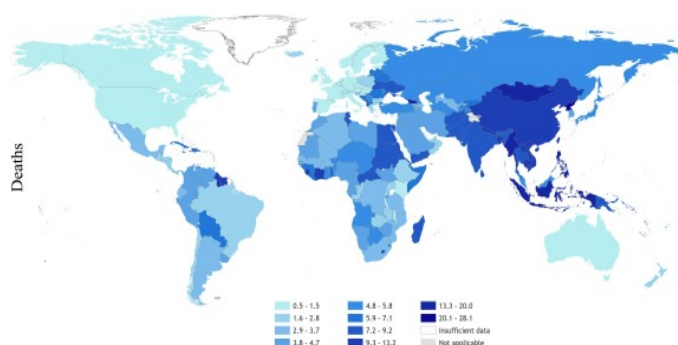


表7 2016年の長時間労働(週≧55時間)に起因する虚血性心疾患及び脳卒中による死亡数等
上位35か国 [全国安全センターが独自に作成]

国	合計		虚血性心疾患						脳卒中					
	順位	死亡	順位	死亡	順位	PAF	順位	10万人 当たり	順位	死亡	順位	PAF (%)	順位	10万人 当たり
世界		745,194		346,753		3.69		6.32		398,441		6.93		7.27
インド	1	201,837	1	115,792	7	7.20	10	12.13	2	86,045	11	12.21	21	9.01
中国	2	160,336	2	46,858	122	2.43	100	4.04	1	113,478	109	5.63	18	9.79
インドネシア	3	62,620	3	24,638	4	7.73	8	12.94	3	37,982	1	15.07	2	19.96
パキスタン	4	26,967	4	14,916	23	5.95	13	11.39	5	12,051	29	10.29	19	9.20
バングラデシュ	5	23,182	6	8,361	8	7.07	33	7.43	4	14,821	7	12.48	7	13.17
フィリピン	6	17,791	7	7,306	19	6.05	18	10.35	6	10,485	8	12.43	5	14.86
エジプト	7	15,295	5	9,589	26	5.88	1	15.30	10	5,706	38	9.67	20	9.10
ロシア連邦	8	13,923	8	7,300	159	1.22	57	6.08	8	6,623	158	2.15	70	5.51
ベトナム	9	10,123	20	2,595	78	3.84	110	3.60	7	7,528	44	9.22	13	10.45
日本	10	9,138	16	3,635	123	2.38	121	3.27	12	5,503	125	4.36	79	4.95
トルコ	11	8,612	10	5,332	33	5.64	23	8.95	16	3,280	31	10.01	71	5.50
ミャンマー	12	8,535	23	2,073	9	6.63	69	5.38	9	6,462	5	13.02	4	16.76
ナイジェリア	13	8,450	15	3,829	91	3.53	107	3.68	13	4,621	84	6.84	93	4.45
ウクライナ	14	8,351	9	5,387	143	1.77	3	14.25	17	2,964	137	3.74	33	7.84
ブラジル	15	8,023	14	3,861	129	2.25	147	2.40	15	4,162	136	3.76	137	2.59
北朝鮮	16	7,514	25	1,883	24	5.91	21	9.38	11	5,631	12	12.11	1	28.06
アメリカ	17	7,384	11	5,186	165	1.04	161	1.98	21	2,198	169	1.49	177	0.84
タイ	18	7,176	18	2,706	57	4.48	86	4.76	14	4,470	35	9.73	31	7.87
メキシコ	19	6,922	12	4,336	64	4.28	83	4.84	18	2,586	67	7.38	129	2.88
イラン	20	6,546	13	4,162	60	4.33	41	6.89	19	2,384	62	7.64	107	3.94
ネパール	22	4,891	19	2,608	5	7.64	4	14.13	20	2,283	3	14.10	9	12.37
スーダン	21	4,766	17	2,946	27	5.82	9	12.57	22	1,820	43	9.30	34	7.76
コロンビア	23	3,628	21	2,177	59	4.37	59	5.95	27	1,451	61	7.69	105	3.97
アフガニスタン	24	3,594	24	2,048	12	6.38	17	10.38	24	1,546	26	10.44	32	7.84
イエメン	25	3,582	22	2,126	22	6.03	7	13.12	26	1,456	36	9.73	22	8.99
サウジアラビア	26	2,846	27	1,756	11	6.40	34	7.27	36	1,090	32	10.01	90	4.51
スリランカ	27	2,843	29	1,655	30	5.75	16	10.44	32	1,188	41	9.47	35	7.50
モロッコ	28	2,836	26	1,795	79	3.83	39	7.06	38	1,041	85	6.69	102	4.09
マレーシア	29	2,708	30	1,576	56	4.53	42	6.82	34	1,132	56	8.23	80	4.90
ドイツ	30	2,657	28	1,752	170	0.91	145	2.46	43	905	168	1.55	161	1.27
韓国	31	2,610	46	877	98	3.35	160	1.99	23	1,733	97	6.20	109	3.93
アルジェリア	32	2,581	31	1,542	92	3.48	70	5.37	39	1,039	90	6.51	115	3.62
コートジボアール	33	2,537	41	1,061	41	5.37	30	7.73	25	1,476	30	10.11	12	10.76
イラク	34	2,462	32	1,510	51	4.65	43	6.77	42	952	49	8.66	100	4.27
アルゼンチン	35	2,390	35	1,302	115	2.73	102	3.99	37	1,088	114	5.30	120	3.34

資料出典：「安全センター情報」2021年8月号。